

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和6年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭（ひとり親家庭等）に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。 また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 国によるシステム標準化とガバメントクラウド化に対応可能な児童扶養手当システムへ移行するため、システム更新及び運用テスト等を行う。
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子申請管理システム 6. 次期児童扶養手当システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 児童扶養手当支給ファイル (2) 口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（令和3年法律第38号）第9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 （表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（17、20、42、90、125、155の項） （表における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（81の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部 総務室 総務課 文書統計係 電話:0797-38-2010
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係 電話:0797-38-2045 ファクス:0797-38-2190

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5.②	茶嶋 奈美	廣瀬 香	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1.②	芦屋市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 離婚等により、父または母と生活をともにできない児童が育成される家庭となった住民からの児童扶養手当認定請求書等の届出により、高等学校卒業までの児童、若しくは20歳未満の中等度以上の障がいがある児童を、監護している父または母、またはその児童を養育している養育者に対して、児童扶養手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、ひとり親家庭であることの確認や、所得要件の確認を行い、審査会を通じて認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、所得要件や現在の生活状況等を確認し、継続認定の可否を確認する。	芦屋市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、芦屋市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 2	(1)児童扶養手当給付ファイル	(1)児童扶養手当支給ファイル	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4.②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第35条第2号、第36条第1号第2号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の13、16、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策 1～9	(様式変更のため追加)		事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.②	廣瀬 香	課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4.②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第19条第1号第2号第3号第4号第5号、第35条第2号、第36条第1号第2号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号 ※別表第二の13、16、30、47、116の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2 ※別表第二の30、47の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4.②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2の2 ※別表第二の30、47の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ※別表第二の30、47の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)」による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5.①	こども・健康部 子育て推進課 こども係	こども・健康部 子育て政策課 こども係	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども・健康部 子育て推進課 こども係 電話:0797-38-2045 ファクス:0797-38-2190	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども・健康部 子育て政策課 こども係 電話:0797-38-2045 ファクス:0797-38-2190	事後	
令和5年3月17日	I 関連情報 1.②	芦屋市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、芦屋市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	児童扶養手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。 また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月17日	I 関連情報 1.③	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子申請管理システム	事前	
令和5年3月17日	I 関連情報 2	(1)児童扶養手当支給ファイル	(1)児童扶養手当支給ファイル (2)口座情報ファイル	事前	
令和5年3月17日	I 関連情報 3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和5年3月17日	I 関連情報 4.②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	事前	
令和6年2月19日	I 関連情報 5.①	こども・健康部 子育て政策課 こども係	こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係	事後	
令和6年2月19日	I 関連情報 7	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部 文書法制課 文書統計係 電話:0797-38-2010	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部 総務課 文書統計係 電話:0797-38-2010	事後	
令和6年2月19日	I 関連情報 8	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども・健康部 子育て政策課 こども係 電話:0797-38-2045 ファクス:0797-38-2190	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部 こども家庭室 こども政策課 こども支援係 電話:0797-38-2045 ファクス:0797-38-2190	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月19日	I 関連情報 1.②	児童扶養手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。 また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	児童扶養手当法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律の規定に従い、特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。 父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭(ひとり親家庭等)に対して、児童扶養手当認定請求書等の届出により、支給要件を満たす者に対して、児童扶養手当証書を作成し通知する。 また、児童扶養手当現況届により、支給要件の確認を行い、継続認定の可否を確認する。 番号法の別表第二に基づいて、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。 また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 国によるシステム標準化とガバメントクラウド化に対応可能な児童扶養手当システムへ移行するため、システム更新及び運用テスト等を行う。	事前	
令和6年2月19日	I 関連情報 1.③	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子申請管理システム	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合利用番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 電子申請管理システム 6. 次期児童扶養手当システム	事前	
令和6年2月19日	VI リスク対策 5	[○]提供・移転しない	[]提供・移転しない 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事前	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月27日	I -3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第29条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	法改正等に伴う改正
令和6年5月27日	I -4 -②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ※別表第二の30の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、90、125、155の項) (表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(81の項)	事後	法改正等に伴う改正